平成29年3月31日 一般社団法人 日本玩具協会

玩具関税の撤廃(4月1日施行)について

- 1. 本日、玩具関税の撤廃を含む「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会で成立しました。
- 2. 本件改正により、関税定率法別表の「95.03」(玩具関係)が、別紙のとおり改定され、 基本税率が無税となります。
- 3. なお、発展途上国からの玩具輸入については、特恵関税適用により関税無税で輸入が可能ですが、中国に関しては、平成23年度から特恵適用除外措置が講じられ、輸入について関税(WTO協定税率)が復活・適用されてきました。今回の改定は、実体として、中国からの玩具輸入について関税が無税になります。
- 4. 95.03 項の中の 9 桁の分類がなくなり、どの分類に入るのか税関への説明が不要となります。また、全世界からの玩具輸入について関税が無税となりますので、原産地証明も不要となります。
- 5. 今回の改定は「95.03」についてのものです。他分類に係るもの(「9504.40 遊戯用カード」など)については変更ありません。

現行

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					
番号			基本	暫定	WTO協定	特恵	特別特恵	
H.S. code			General	Temporary	WTO	GSP	LDC	
95.03								
9503.00		三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、 人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用 模型(作動するかしないかを問わない。)及びパズル						
	100	1 車輪付きがん具及び人形用乳母車	3.8%		無税	無税		
		2 人形(人間を模したものに限る。)	4.6%					
	210	- 人形(服を着せてあるかないかを問わない。)			3.9%	無税		
		一 部分品及び附属品						
	221	ーー 衣類、衣類附属品、履物及び帽子			無税	無税		
	229	ーー その他のもの			無税	無税		
		3 がん具(人間以外の生物又は動物を模したものに限る。)						
		(1)詰物をしたもの						
	311	A 紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	4.6%		3.9%	無税		
	319	B その他のもの	3.4%		2.8%	無税		
		(2)その他のもの						
		A 紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	4.6%		無税	無税		
	323	- プラスチック製のもの						
	329	ー その他のもの						
	390	B その他のもの	3.4%		無税	無税		
		4 パズル						
	410	(1)卑金属製又はプラスチック製のもの	4.6%		3.9%	無税		
	490	(2)その他のもの	3.4%		2.8%	無税		
		5 電気式鉄道車両(線路、信号機その他の附属品を含む。)、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具						
	510	(1)卑金属製又はプラスチック製のもの	4.6%		無税	無税		
	590	(2)その他のもの	3.4%		無税	無税		
		6 楽器類(がん具に限る。)及びその他のがん具(セットにしたものに限る。)						
	610	(1)紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	4.6%		無税	無税		
	690	(2)その他のもの	3.4%		無税	無税		
		7 その他のもの						
		(1)紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	4.6%		3.9%	無税		
	911	- 紡織用繊維の織物製のもの						
	912	- 卑金属製のもの						
	913	ー プラスチック製のもの		$\overline{}$				
	990	(2)その他のもの	3.4%		2.8%	無税		



改定

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate				
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特恵 LDC
95.03		三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人 形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型 (作動するかしないかを問わない。)及びパズル	無税				